

大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第 2 条 協議会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、隣接する市町や静岡県、国等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別紙－1 に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は中部地方整備局静岡河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(幹事会の構成)

第 4 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙－2 に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は、中部地方整備局静岡河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 5 幹事会は、第 2 項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることが出来る。

(協議会の実施事項)

第 5 条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局静岡河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は平成28年4月12日から実施する。

(平成28年5月11日 改訂)

別紙－1 大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

関係機関名	役職名
中部地方整備局 静岡河川事務所	(会長) 事務所長
中部地方整備局 長島ダム管理所	管理所長
静岡地方気象台	台長
静岡県 島田土木事務所	事務所長
静岡県 中部危機管理局	局長
島田市	市長
焼津市	市長
藤枝市	市長
牧之原市	市長
吉田町	町長
川根本町	町長

別紙－２ 大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

関 係 機 関 名	役 職 名
中部地方整備局 静岡河川事務所	(幹事長) 副所長
中部地方整備局 長島ダム管理所	専門官
静岡地方気象台	防災管理官
静岡県 島田土木事務所	次長(技術)
静岡県 中部危機管理局	技 監
島田市 危機管理課	課 長
島田市 建設課	課 長
焼津市 危機政策課	課 長
焼津市 河川課	課 長
藤枝市 危機管理課	課 長
藤枝市 河川課	課 長
牧之原市 建設管理課	課 長
牧之原市 防災課	課 長
吉田町 建設課	課 長
吉田町 防災課	課 長
川根本町 総務課	課 長
川根本町 建設課	課 長